

【アメリカ】新しい国家生物防衛戦略の策定と国家安全保障覚書

ホワイトハウスは、2022年10月18日、新型コロナウイルス感染症禍の経験等を踏まえ、「国家生物防衛戦略」（2018年）の後継となる「生物学的脅威に対抗し、パンデミック対策を強化し、世界の健康安全保障を実現するための国家生物防衛戦略及び実行計画」（以下「戦略」）を公表した。「戦略」は、自然発生する、事故による又は故意に引き起こされる、生物剤（有害な細菌・ウイルス等）による深刻な生物学的脅威にアメリカ及び国際社会が直面していることを指摘する。そして、①危険の検知、②事態（バイオインシデント）の予防、③事態への準備、④事態への対処、⑤事態からの回復の5つの達成目標の下に、ほぼ全ての省庁が関与し、国際社会や州・地方政府、民間部門等とも連携して連邦政府が取り組む、生物防衛に係る包括的な計画が示されている。例えば、③としてワクチンについて、重大事態と判断されたのち100日以内での開発、130日以内での国内充足量の生産、国際社会と協力して200日以内での世界の高リスク者充足量の生産、を遂行する能力を獲得し、維持することなどが挙げられている。

また、バイデン（Joe Biden）大統領は同日、「戦略」実施を省庁横断的に調整・支援するための国家安全保障覚書（NSM-15）に署名した。ホワイトハウスが国家安全保障担当大統領補佐官の下で「戦略」の履行を調整し、統括すること、各省庁は年度予算要求において生物防衛を優先事項とすること、情報機関を統括する国家情報長官が国土安全保障長官、司法長官等と調整して、生物防衛に対する潜在的脅威を評価し、同補佐官、関係省庁長官と共有することなどが規定されている。

海外立法情報調査室・ローラー ミカ

- ・ <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2022/10/National-Biodefense-Strategy-and-Implementation-Plan-Final.pdf>
- ・ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/DCPD-202200938/pdf/DCPD-202200938.pdf>

【アメリカ】連邦学生ローン返済規則の改正

大学教育費が高騰している米国では多くの者が高等教育法第IV編（20 U.S.C. 1070 et seq.）に基づく連邦の学生ローン（貸与奨学金）を利用している。同法及び関係規則には条件を満たす場合の学生ローン返済免除について複数の規定が置かれている。バイデン（Joe Biden）政権下の連邦教育省は、この規定が十分に活用されていないとして、既存の返済免除プログラムの手続の簡素化・対象拡大等を図る最終規則を制定した（2022年11月1日官報公示。2023年7月1日施行）。主な内容は、以下のとおりである（主に「政府直接ローン」に関するもの。一部、「パーキンス・ローン」、「政府保証民間ローン」も該当している）。(1) 公務（政府等）に常勤雇用され条件を満たして120回の月払返済をした場合、債務残額の返済免除を受けることができる。これに関して、「常勤」「雇用」等の定義の明確化・拡大、条件を満たす返済方法の拡大等が行われた。(2) ローン又はその関連サービスに係る在籍大学の特定の作為・不作為を主張することにより、被貸与者は返済を免除され、既返済分の返金を受けることができる場合がある。この作為・不作為に係る5つの基準（重大な虚偽表示、重大な事実の不言及、契約違反、強引かつ欺瞞（ぎまん）的な学生募集活動、被貸与者の主張を認める判決・裁決）の明記等がなされた。(3) ①閉校の場合の免除、②大学が被貸与者のローン受給資格について虚偽証明を行った場合の免除、③被貸与者の高度障害の場合の免除について手続の簡素化、対象の拡大等が行われた。また、加えて、(4) 法律上義務がある場合を除き、利息の元本への繰入れが廃止された。この結果、返済開始時や所得連動型返済プラン（「IBRプラン」を除く。）離脱時等に利息の繰入れが行われないことになる。

海外立法情報調査室・ローラー ミカ

- ・ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-11-01/pdf/2022-23447.pdf>

【アメリカ】ALS 治療促進法の制定

2021年12月23日、アメリカでALS（Amyotrophic Lateral Sclerosis、筋萎縮性側索硬化症）の治療を促進するための法律（Accelerating Access to Critical Therapies for ALS Act, P.L.117-79. 全7か条）が大統領審署を受けて制定された。この法律は、ALSを始めとする神経変性疾患（他にパーキンソン病、アルツハイマー型認知症等が該当）に対する事業への助成等を内容としている。

保健福祉長官（以下「長官」）は、それまでは臨床試験への参加資格がなかった患者にも、ALS治療薬の使用を拡大し、そのデータを利用して研究を行う事業体に補助金を交付する（第2条）ほか、食品医薬品局（FDA）長官を通じ、ALS等の予防、治療等を目的とした研究開発を行う公的・私的事業体に助成を行う（第5条）。また長官は、①本法制定日から1年以内に、ALSを含む希少神経変性疾患のための「官民パートナーシップ」を、国立衛生研究所（NIH）、FDA及びその他の事業体（高等教育機関又は非営利組織）との間で構築し、希少神経変性疾患の治療法開発等を促進する（第3条）、②FDA長官は、本法制定日から6か月以内に、ALS等を患う人々の生活を改善し余命を延ばすことを目的とした医薬品の開発を促進するための5年間の行動計画を策定しウェブサイトで公表する（第4条）。なお①については、2022年9月14日、FDA、NIHによって発表され「クリティカルパス研究所（C-Path）」によって招集された官民パートナーシップ（CP-RND）が発足し、タスクフォースが稼働しており、②については、同6月23日に「神経変性疾患タスクフォースの設立（2022会計年度）」「神経変性疾患に対する官民連携の確立（2022会計年度）」「神経変性疾患に特化した科学戦略の科学戦略の開発（2022会計年度－2026会計年度）」等を内容とした行動計画が公表されている。本法律の実施のため、2022年から2026年までの各会計年度について、毎年度1億ドル（約147億円）が充当される（第7条）。

海外立法情報調査室・伊藤 信博

- <https://www.congress.gov/117/plaws/publ79/PLAW-117publ79.pdf>
- <https://www.fda.gov/news-events/press-announcements/fda-and-nih-launch-public-private-partnership-rare-neurodegenerative-diseases>
- <https://www.fda.gov/news-events/press-announcements/fda-releases-action-plan-rare-neurodegenerative-diseases-including-als>

【アメリカ】LGBTQI+の者の平等を促進する大統領令

2022年6月15日、バイデン大統領は、LGBTQI+の者の平等促進に関する大統領令第14075号を発出した（87 Fed Reg 37189）。この大統領令は、2021年1月20日の大統領令第13988号（本誌 No.287-2, 2021.5, p.35 参照）と共に、LGBTQI+の者に対する差別と闘い、格差を縮小させること等が連邦政府の政策であるとするもので、次の各省の実施事項を定めた。

①保健福祉省：大統領令の発出の日から200日〔2023年1月1日〕以内に、長官は、LGBTQI+の者及びその家族に精神医療等へのアクセスを保障する、州のためのモデル政策を公表する。

長官は、LGBTQI+の若者に対する、転向療法（conversion therapy. 個人の性的指向、性自認等を抑圧し、又は変更させようとする治療法。これを受けた者に抑うつや自殺念慮が高率に生ずると指摘される。）によるリスクを減らすことに取り組む中で、転向療法が連邦補助金プログラムの利用基準を満たさないことを明確化する指針を検討する。

長官は、LGBTQI+の若者の家族が、その者を拒絶することなく受け入れられるように、社会保障法に基づく連邦補助金を家族のカウンセリング等に利用可能とするための指針を検討する。

長官は、養子縁組制度においてLGBTQI+の若者が直面する敵対的な環境、LGBTQI+の両親、養親等が直面する差別等への取組支援等のために、州の児童福祉機関と連携する。

長官は、LGBTQI+の者に自殺防止を含む精神医療を保障する連邦補助金の創設を検討する。

②教育省：大統領令の発出の日から200日以内に、長官は、LGBTQI+の生徒の学校における福祉及び学業の成功を支援する目的で、州のためのモデル政策を公表する。

長官は、LGBTQI+の生徒及び家族のための作業部会を設置し、当該部会は、LGBTQI+の生徒の安全な学習環境の促進といじめ対策について、学区のためのモデル政策等を策定する。

③住宅都市開発省：長官は、LGBTQI+の者のホームレス等の問題に関する作業部会を設置し、LGBTQI+の者及びその家族を尊重したサービス提供のための指針を定める。

①②③のほか、連邦行政機関にLGBTQI+の者に関するデータ整備を促す規定も設けられた。

海外立法情報課・中川 かおり

・ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-06-21/pdf/2022-13391.pdf>

【EU】ロシアに対する制裁パッケージ第8弾

2022年10月6日、ロシアに対して第8弾となる制裁パッケージが採択された。EUは、同年2月から6月にかけて6度にわたってロシアに対する制裁パッケージを採択してきており（本誌No.292-2, 2022.8, pp.2-3 参照）、同年7月21日には、「管理と調整パッケージ」と称する、いわゆる第7弾制裁パッケージにおいて、ロシア産の金の輸入禁止や、モスクワ市長や大手金融機関ズベルバンクを新たに経済制裁の対象とするなどしてきた（EU官報L193）。これに続く措置として、第8弾制裁パッケージが採択と同日にEU官報に掲載（L259I）され、施行された。第8弾の主な内容は、以下のとおりである。①鉄鋼製品又は半製品、プラスチック製品、繊維製品、革製品、木材パルプ、金以外の宝飾品等について、ロシアからの輸入を禁止する。②ロシアの軍事・技術強化や防衛・安全保障分野の発展を助長する可能性のある物品（ロシアの兵器に使用される電子部品、死刑や拷問に使用される可能性のある化学物質、航空機関連物品等）のロシアへの輸出を禁止する。③ウクライナ4州（ドネツク、ルハンスク、ヘルソン、ザポリヅジャ）の併合などに加担したとされる30人と7団体を制裁対象者に追加する。制裁対象者は合計で1,236人・115団体となった。

海外立法情報課・田村 祐子

- <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L:2022:193:TOC>
- <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2022:259I:FULL&from=EN>

【EU】リスキリング支援に関する2勧告

2022年6月16日、EU理事会は、リスキリング（reskilling）・労働者の技能向上を目的として、①マイクロクレデンシャル（micro-credential）に関するEU理事会勧告（Council Recommendation 2022/C243/02. 全22項目）及び②個人学習口座（individual learning account）に関するEU理事会勧告（Council Recommendation 2022/C243/03. 全29項目）を発した。これらは、2020年7月に公表された、個人と企業の技能向上を目的とする「欧州技能アジェンダ」に掲げられた2025年までに達成すべき12項目のうちの2項目に当たる。

マイクロクレデンシャルとは、大学等の学位よりも小さな単位で学習者が獲得した学習成果の記録と定義され、社会的、個人的、文化的又は労働市場のニーズに対応する特定の知識技能及び能力を学習者に提供するように設計されたものである。オランダ等一部のEU加盟国は、既に、学習成果の認証制度としてマイクロクレデンシャルを導入している。勧告①は、マイクロクレデンシャルについて、EU全体に共通する定義や枠組みを規定し、加盟国に対してマイクロクレデンシャルを用いることや、加盟国が財政的枠組みに基づいて個人学習口座（後述）との連携を含む勧告実施のための措置を講じること等を推奨する。加盟国は、講じるべき措置について2023年12月までに欧州委員会に報告するものとし、欧州委員会は、勧告採択日（2022年6月16日）から5年以内にEU理事会にこの勧告の実施進捗状況を報告するものとする。

勧告②は、加盟国に、労働年齢にある成人の職業訓練を支援することを目的として、職業訓練給付金を支給するための口座である「個人学習口座」を開設することや、雇用主や公共・民間公共サービス部門と協議し、個人への給付金支給・有給休暇取得等を容易にすること等を推奨する。資金源に関しては、COVID-19からの復興基金である復興レジリエンスファシリティ（7,238億ユーロ（1ユーロは約144.5円））などのEUの基金を活用する。欧州委員会は、2027年6月17日までにEU理事会にこの勧告の実施進捗状況を報告するものとする。

海外立法情報課・田村 祐子

- https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.C_.2022.243.01.0026.01.ENG&toc=OJ%3AC%3A2022%3A243%3ATOC
- <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022H0627%2802%29&qid=1669011496632>

【ドイツ】ベルリンにおける選挙の再投票の決定

2021年9月26日にベルリン州で行われた連邦議会及び州議会の選挙においては、複数の投票所において、長蛇の列が生じ、多くの有権者が投票を待たされたほか、投票用紙が不足し、誤った投票用紙が交付されるといった事例も生じた。そのため、これらの投票所では、本来の投票終了時刻である18時を超え、投票時間を延長せざるを得なくなった。こうした混乱により、投票結果の真正性に疑問があるとして、多くの異議が申し立てられ、連邦議会選挙については連邦議会の選挙審査会が、州議会選挙については州憲法裁判所が、これらの異議をまとめて審査することとなった。

2022年11月10日、連邦議会は、選挙審査会の審査結果について議決し、431の投票所における再投票を賛成多数で決定した。野党のキリスト教民主／社会同盟及びドイツのための選択は、反対票を投じ、より広い範囲での再投票を求めた。

一方、ベルリン州憲法裁判所は、2022年11月16日の判決で、9月の州議会選挙全体の無効を決定した。ベルリン州法によれば、この場合、90日以内に再選挙を行わなければならない。

連邦議会及び州憲法裁判所の決定に対しては、いずれも、連邦憲法裁判所への異議申立てが可能であり、最終的な決定が先延ばしされる可能性もある。 **海外立法情報課・山岡 規雄**

・ <https://dserver.bundestag.de/btd/20/040/2004000.pdf>

・ <https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2022/kw45-de-wahlwiederholung-919784>

・ <https://www.berlin.de/gerichte/sonstige-gerichte/verfassungsgerichtshof/pressemitteilungen/2022/pressemitteilung.1265423.php>

【ドイツ】戦争犯罪の否認等を処罰する刑法典第 130 条の改正

ドイツでは、戦争犯罪等を是認することやナチスによるホロコースト等の行為を正当と認め（是認）、又はその事実を否定すること（否認）は、既に犯罪とされていたが（刑法典第 140 条及び第 130 条第 3 項）、こうした是認や否認が処罰の対象となる行為の範囲を拡大する刑法典の改正が行われた。

この改正は、人種差別等の表現を刑法によって処罰することを求める 2008 年 11 月 28 日の EU 理事会の枠組決定をドイツが十分に履行していないとの欧州委員会の指摘に対応するものであった。改正された刑法典第 130 条の内容は、「個人又は集団に対する憎悪又は暴力を煽動（せんどう）し、公の平穏をかく乱し得る方法で、公然と、又は集会において」、国籍・人種・宗教等によって特定される集団に対して、又はこれらの集団に属する個人に対して（当該集団への帰属を理由として）、敵対的に、「国際刑法第 6 条から第 12 条までに規定する類型の行為」（ジェノサイド、人道に対する犯罪及び戦争犯罪など）を「是認し、否認し、又は甚だしく些末（さまつ）視する行為」を 3 年以下の自由刑又は罰金刑に処するものである。

EU の枠組決定は、「裁判で確定した」戦争犯罪等についての処罰を要求していたが、今回のドイツの立法にはそのような限定はない。また、「集会」についても、公の場のものに限定されておらず、この点でも EU の要求よりも処罰範囲が広いとされる。

ホロコースト等に関する既存の刑法典の規定と比較すると、ホロコースト等の場合は、些末視は全て処罰されるのに対し、今回新たに処罰対象となった行為については、「甚だしく（gröblich）」些末視した場合に限られる。また、量刑もホロコースト等の方は、最大で 5 年の自由刑である点で異なる。

今回の改正は、連邦中央登録簿法の第 8 次改正法案に対する委員会修正として行われた（2022 年 10 月 20 日、連邦議会可決、同年 12 月 8 日公布、同月 9 日施行）。政治的であり、かつ、表現の自由に関わる刑罰にもかかわらず、このように目立たない方法で、公的な議論をあまり経ずに迅速に成立させたことを批判する意見もある。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://dserver.bundestag.de/btd/20/040/2004085.pdf>

【スイス】老齢・遺族年金改革に関する国民投票

スイスの年金制度は、老齢・遺族年金（Assurance-Vieillesse et Survivants: AVS、日本の国民年金に相当）、職業年金（日本の厚生年金に相当）及び個人年金の3つの柱から成る。このうち、AVSの受給開始年齢は、原則として法定退職年齢（*âge légal de la retraite*、以下「定年」）であり、男性が65歳、女性が64歳である。ただし、この受給開始年齢は、男性は63歳から70歳まで、女性は62歳から69歳までの間の任意の年齢に変更することができる。この場合、AVSの受給額は、受給開始を早める場合は減額され、後ろ倒しする場合は増額される。AVSの財源は国民が納める保険料、連邦負担金、付加価値税（*taxe sur la valeur ajoutée: TVA*）の一部及びカジノ税であるが、ベビーブーム世代が定年に達し、また平均寿命が伸びていることから、近い将来の財源不足が懸念されていた。そのため、これまでに2度の制度改革が提案されたが、2004年と2017年の国民投票で否決された。

2019年8月、連邦参事会（内閣）は①TVAの税率引上げ及び②女性の定年引上げに関する改革案（AVS 21）を決定した。2021年12月、AVS 21は上下両院で可決され、①は憲法改正を必要とするため義務的国民投票（*référéndum obligatoire*）に、②は有権者5万人以上の請求があったため任意的国民投票（*référéndum facultatif*）に付された。2022年9月25日の投票で、①は有権者の約55.1%及び全26州中21州の賛成により、②は有権者の約50.6%の賛成により、いずれも可決された。

改正後の制度では、①TVAの標準税率を7.7%から8.1%へ、軽減税率（食料品等）を2.5%から2.6%へ、特別税率（ホテル宿泊代）を3.7%から3.8%へ引き上げる（スイス連邦憲法第130条の改正。施行日未定）。②「法定退職年齢」を「基準年齢（*âge de référence*）」に改め、女性の基準年齢を男性と同じ65歳に引き上げる（老齢・遺族年金に関する1946年12月20日の連邦法第21条の改正）。名称が改められたのは、男女で年齢が統一されたのに伴い、AVSの受給開始年齢も63歳から70歳までに統一され（同法第39条・第40条の改正）、65歳を基準に受給額が増減するためである。②は、2024年に施行予定である。 海外立法情報課・奈良 詩織

・ <https://www.fedlex.admin.ch/eli/fga/2021/2991/fr>

・ <https://www.fedlex.admin.ch/eli/fga/2021/2995/fr>

【オーストリア】会計検査制度に関する法改正

2022年7月、オーストリアにおいて、会計検査制度に関する憲法及び国民議会（下院）規則の改正が行われた（施行は、2023年1月）。その主な内容は、次の3点である。①会計検査院長の選出及び罷免の手續を国民議会議員の投票の過半数から3分の2の賛成に引き上げた（連邦憲法第122条第4項及び第123条第2項の改正）。②会計検査院は、自らの計画に基づく検査のほか、国民議会の要求に基づく「特別検査（Gebarungsprüfung）」を行っている。この特別検査を要求するための要件は、20人以上の国民議会議員の要求とされていたが、これに加え、20人未満であっても会派の全議員が支持した場合には、要求を行うことができることとされた（国民議会規則第99条第2項の改正）。また、従来は、並行して実施することができる特別検査の件数が3つに限定されていたほか、ある会派が要求した特別検査が2件実施中の場合は、同一会派に所属する議員は別の要求を行うことができなかったが、今回の改正により、自らが要求した検査の終了時まで、又は要求後24か月が経過するまで、別の検査を要求することができないという制限に変更された（同条第3項の改正）。③連邦、州及び市町村の行政から調査、鑑定、アンケートを委託された機関は、秘密保持の義務のある情報を除き、これらの活動に要した費用を公開する義務を負うこととなった（連邦憲法第20条第5項の改正）。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ https://www.ris.bka.gv.at/Dokument.wxe?Abfrage=BgblAuth&Dokumentnummer=BGBLA_2022_I_141

【リトアニア】選挙に関する憲法改正

2022年4月、リトアニアにおいて、被選挙権及び地方選挙に関する憲法改正が行われた（施行は、2022年5月22日）。その主な内容は、次の3点である。①国会議員の被選挙権年齢を25歳から21歳に引き下げた（憲法第56条第1項の改正）。②従来、弾劾等の理由で公職から罷免された大統領、国会議員等については、憲法に規定する公職に就任する権利が認められていなかったが、当該罷免から10年が経過していれば、就任の際に所定の宣誓を行うことにより、権利を回復することが可能となった（憲法第74条第2項の追加）。③地方自治体の首長の選出を間接選挙から直接選挙に改めた（憲法第119条の改正）。

②の改正は、2004年に国会の弾劾決議により罷免されたパクスス（Rolandas Paksas）大統領（当時）の大統領選への立候補を排除するリトアニアの国内法を自由な選挙に対する権利を保障する欧州人権条約第1議定書第3条違反であると判示した2011年の欧州人権裁判所の判決に対応するためのものであった。

③については、2014年の法律改正により首長の直接選挙が行われるようになったが、憲法上の根拠がないという2019年の憲法裁判所の判決を受け、今回、根拠規定が追加されることとなった。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://www.e-tar.lt/portal/legalAct.html?documentId=90188660c17a11ec8d9390588bf2de65>
 ・ <https://www.e-tar.lt/portal/legalAct.html?documentId=3ce1bac0c17a11ec8d9390588bf2de65>
 ・ <https://www.e-tar.lt/portal/legalAct.html?documentId=075a92f0c17a11ec8d9390588bf2de65>
 ・ <https://hudoc.echr.coe.int/eng-press?i=003-3387662-3799085>
 ・ <https://lrkt.lt/lt/teismo-aktai/paieska/135/ta2407/content>

【ボスニア・ヘルツェゴヴィナ】上級代表による憲法及び選挙法の改正

ボスニア・ヘルツェゴヴィナでは、3年半以上に及ぶ内戦の和平協定として、1995年に、 Dayton合意が結ばれ、この合意の実施の監督機関として、40を超える国と13の国際機関で構成される和平履行評議会が設置された。同評議会の下に置かれた上級代表事務所の長である上級代表は、合意実施に必要と認める場合、立法権、人事権を行使して内政に関与することができる。2022年10月2日、シュミット（Christian Schmidt）上級代表（ドイツの元農相）がこの権限を行使し、憲法及び選挙法の改正を行った。

ボスニア・ヘルツェゴヴィナでは、ボシュニャク（ボスニア・ムスリム）、クロアチア人及びセルビア人の主要3民族に割り当てられた上院議員の議席の枠があるほか、3民族がそれぞれ大統領・副大統領を選出する（3人の大統領が大統領評議会を構成し、8か月交代の輪番制で1人がその代表を務める。）といった民族間の対立を回避する仕組みがとられている。

今回の改正の主な内容は、①上院の議員定数を増やし、主要3民族以外の議席の枠を拡大すること、②大統領・副大統領の選出要件の緩和、③上院において各民族グループが拒否権を行使することができる事項を各グループの3分の2の票で決定することができるとする規定を削除すること、④憲法裁判所の判事の任命方法を変更すること、⑤最新の人口調査を議員定数配分の基礎とすることである。

上級代表によれば、民族グループの妨害行為による国家機関の機能不全を防ぎ（①～④）、国会により放置されている憲法裁判所の選挙法違憲判決を履行すること（⑤）が改正の目的であるとされた。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <http://www.ohr.int/decision-enacting-amendments-to-the-constitution-of-the-federation-of-bosnia-and-herzegovina-3/>

【ロシア】動員された者への支援策

2022年10月22日、連邦政府命令第1874号「動員された者への支援策に関する命令」が公布された。この命令は、同年9月21日の大統領令第647号「部分的動員に関する大統領令」に基づき、軍務に動員された者等による納税、保険料の支払及び外国送金等に関する報告書の提出等を、動員されてから一定の期間（例えば納税は該当者が大統領令第647号により動員されてからその動員期間が終了した月の3月後の28日まで）猶予するものである（第1条）。

動員された者等及びその代理人に対する関税支払通知等も一定の期間猶予される（第2条、第3条）。猶予された租税等は、猶予期間の満了する月の翌月から、毎月28日までに租税等の総額の6分の1ずつ納付する（第4条）。該当者の動員の開始から動員が終了した、又は除隊した月から3月後の月の28日までは、税務調査等は停止し、税務上の法律違反は問われない（第5条、第6条）。

なお、動員された者がこの支援策の対象となるかどうかは、7暦日に1回以上の頻度で国防省から連邦税務庁に送られる情報に基づき決定される。この情報には、当該者が動員された日付及び動員解除の日付が含まれる。連邦税務庁は、動員された者等の情報を、連邦関税庁、ロシア年金基金及びロシア社会保険基金に送付する（第7条）。

この命令は、公布と同日に施行されたが、第1条及び第4～6条は2022年9月21日以降に発生した法的関係から適用され、また、第2条、第3条は本命令施行前の、本来の納付期限前に履行されなかった関税等の通知に適用される（第9条）。 **海外立法情報課・鎌倉 遊馬**

- ・ <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202210220002>
- ・ <http://kremlin.ru/events/president/news/69391>

【ロシア】動員された者の債務返済の猶予を可能とする法律

2022年10月7日、連邦法律第377号「ロシア連邦軍への動員により軍務に召集された者、特別軍事作戦に参加する者及びそれらの者の家族に対するクレジット契約（債務契約）に関する義務の特則並びにその他のロシア連邦法令の改正に関する連邦法律」が制定され、同月17日に施行された。本法律の適用対象となるのは、軍務に服す以前に債務契約を結んでいる、ロシア連邦軍への応召者、契約軍人（国家親衛軍等に所属する者を含む）、ロシア軍の任務達成のための自発的援助の契約を結んだ者及びその家族である（第1条）。債務者は、2023年12月31日までに債務履行の猶予を債権者に対して求めることができ、その猶予の期間は動員されている期間又は特別軍事作戦に参加している期間に加えて30日間である（第2条）。この期間を過ぎた場合であっても、特別軍事作戦に参加したことによる負傷の治療のため医療機関にいる場合には、猶予期間を継続する（第3条）。第1条に規定の軍人は、特別軍事作戦への参加証明書を債権者に対して提示することができるほか、債権者は当該債務者が特別軍事作戦に参加していることを確認するための情報を国防省等に求めることができる。国防省等は債権者からの要求に応じて、当該情報の信頼性を証明しなければならない（第5～6条）。債権者は、第1～2条の要件を満たす債務者に対して、債務の猶予を通知する義務がある（第10条）ほか、債務者に特別軍事作戦への参加証明書を提示するよう求めることができ（第14条）、当該証明書が提示されない場合又は連邦法で規定する要件を満たしていない場合は、債権者は猶予を拒否できる（第16条）。 **海外立法情報課・鎌倉 遊馬**

- ・ <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202210070001>

【韓国】エネルギー法の改正—低所得層等へのエネルギー福祉事業に関する改正—

韓国では、エネルギー法の規定により、政府が、全ての国民にエネルギーが普遍的に供給されるよう、低所得層等の、エネルギー利用から疎外されやすい階層に対するエネルギー供給、冷暖房装置の普及等に関する支援事業（以下「エネルギー福祉事業」）を行うことができることが定められている（第 16 条の 2）。2022 年 10 月 18 日、この法律が改正され（法律第 19000 号）、エネルギー福祉事業を実施する場合に、産業通商資源部（部は日本の省に相当）長官が、3 年ごとにエネルギー利用から疎外されやすい階層に関する実態調査を実施し、結果を公表することを義務付けた。また、必要な場合は追加で簡易調査を行うことができる（第 16 条の 2 第 2 項新設）。この規定は、2023 年 4 月 19 日に施行される（第 16 条の 2 以外の改正規定は、2023 年 1 月 19 日に施行）。従来、エネルギー福祉事業の大部分がエネルギー利用から疎外されやすい階層の人々からの申請によるものであったが、この改正により、実態調査を通じてエネルギー福祉事業の対象者を見つけ出し、支援することが目指されている。

海外立法情報課・中村 穂佳

・ <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=244927#0000>**【韓国】漁船安全操業法の改正—悪天候時の操業制限等—**

漁船の安全な操業及び事故防止を目的として、「漁船安全操業法」の改正法（法律第 19011 号）が 2022 年 10 月 18 日に公布された。この法律では、従来、海上に関する気象特報（強風、豪雨、大雪、乾燥等が発生することが予想される場合に発表され、注意報及び警報がある。）が発表され、その特報が効力を発する対象時刻になった場合に、漁船の出港を制限することができるという規定があったが、この改正で、出港に加えて操業も制限できるとした（第 10 条第 1 項）。これらの出港、操業制限に違反した場合、海洋水産部（部は日本の省に相当）長官は、当該漁業許可等の業務を管轄する自治体の長に、漁業許可等の取消し又は一定期間の停止を要請することができる（第 27 条第 1 項）。この改正法は、一部の規定を除き、公布と同時に施行された（一部規定は、2025 年 10 月 19 日施行）。

海外立法情報課・中村 穂佳

・ <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=244999#0000>

【中国】 個体工商戸（個人事業主） 発展促進条例の制定

屋台等のほか、動画配信等の新しい業態も含む個体工商戸（個人事業主）は、1 億戸以上存在し、3 億人の雇用を生んでいるとされ、国有企業・集団所有企業等以外の私営の経済活動の一翼を担う存在として、新型コロナウイルス感染拡大以降、ますます重視されている。個体工商戸の地位を確立し、その発展を促進し、政府部門の体制、職責、方針等を規定した個体工商戸発展促進条例が、国務院常務会議で 2022 年 9 月 26 日に決定、同年 10 月 1 日に公布、同年 11 月 1 日に施行された（国務院令第 755 号）。なお、本条例の施行と同時に、従来の個体工商戸条例（2011 年制定、2016 年改正。全 30 か条）は廃止された。旧条例中に見える個体工商戸の登記手続・罰則は、本条例では規定されず、今後は、市場主体登記管理条例（2021 年 7 月 27 日公布、2022 年 3 月 1 日施行。国務院令第 746 号）の規定が適用される。

本条例は全 39 か条から成る。個体経済（個人の労働・経営による経済活動）の健全な発展の促進・支援を制定目的に追加し（第 1 条）、個体経済と個体工商戸の役割の重要性を強調し、国は、権限移譲、規制緩和等の改革を進め、個体工商戸の発展に資する政策を進め（第 4 条）、個体工商戸の財産権と経営自主権が法的に保護されること（第 6 条）を明記した。その他、国務院に個体工商戸の発展促進のための、部局を横断した会議体を設置すること（第 7 条）、個体工商戸の経営者変更を（登記の破棄・再作成をしなくても）可能とし、経営者変更が行政許可を伴うときは、担当部門は手続を簡略化すること（第 13 条）、県級以上の人民政府は、個体工商戸の営業スペース供給を増やし、その使用コストを下げ（第 18 条）、融資、職業訓練等の面で資金援助を行うこと（第 19 条）等の規定を設ける。

海外立法情報課・湯野 基生

・ http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-10/25/content_5721592.htm

【台湾】 予備役軍人召集優待条例の制定

中台関係の緊張激化により、台湾政府は国民動員を強化し、2021 年 6 月、国防部に国民動員を主管する組織を置く「国防部全民防衛動員署組織法」が公布（華総一義字 11100052931 号）、2022 年 1 月に施行された。動員対象のうち予備役軍人（中国語は「後備軍人」）に課される義務には、現役退役後 8 年以内に 4 回（各回 5～7 日）の平時軍事訓練（同「教育召集」）があったが、2022 年以降は、毎年 14 日間の訓練を受けることと変更された。予備役軍人の負担増の代償として、予備役軍人及びその所属組織に対する優遇措置を規定する予備役軍人召集優待条例の草案作成が進められ、2022 年 3 月に立法院に提出、2022 年 5 月 13 日に同条例が立法院で可決、同年 5 月 27 日に公布され、2023 年 1 月 1 日に施行された（華総一義字 11100045931 号）。

本条例は全 10 か条から成る。本条例は、予備役軍人の権利・利益を保証し、召集期間中の優遇措置を強化し、召集に伴い関係組織が被る影響を軽減するため制定される（第 1 条）。召集に応じ訓練を受ける予備役軍人には、5 回目の訓練以降、召集機関等から報奨金が毎回支給される（第 4 条）。予備役軍人は、召集解除後 1 年の間、軍の医療施設の受診時に初診料免除等の優遇を受け（第 5 条）、国防部の福利厚生施設を利用することができる（第 6 条）。予備役軍人の所属組織は、召集期間中の予備役軍人を公休扱いとし、これに給与を支給しなければならず（第 7 条）、召集期間中の予備役軍人に支給した給与の 150%相当額を、申告対象の所得額から控除できる（第 8 条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <https://lis.ly.gov.tw/lcggi/ttspdf2?7605:2-3>

【フィリピン】ヴィンテージ自動車規制法

2022年4月15日、ヴィンテージ自動車規制法（Vintage Vehicle Regulation Act: R.A.11698）が制定された（同年4月26日公布、同年5月11日施行、全23か条）。この法律は、ヴィンテージ自動車及び他の歴史的、古典的又は収集家の所有する自動車に関する使用並びに他の活動を規制し、それらの自動車の製造日以降に制定された法律及び規則によって定められた基準及び制限の免除を規定するものである。立法目的は、①国の遺産としてのヴィンテージ自動車の保存、②ヴィンテージ自動車の規制政策の確立・強化、③修理、交換部品製造に携わる中小企業の優遇による経済機会の増大、④自動車イベントの促進を通じた観光の奨励等である（第2条）。

ヴィンテージ自動車とは、動力源を問わず、製造日から少なくとも40年が経過し、エンジン等がオリジナルのもの又は元のものに忠実なものであり、車体の外観に変更が加えられていない自動車を指し、レプリカ及び複製品は除外される（第4条）。ただし、生産時又は生産終了後10年以内に行われたことが証明できる改造、安全性を向上させるための、ブレーキ、アクセル等の改造、同一ブランドの同一仕様の最新型エンジンの搭載、市販の付属品（ラジオ、エアコン、方向指示灯等）の取付け等は、例外として認められる（第12条）。

この法律に基づいて登録されたヴィンテージ自動車は、想定される限定的な使用、製造時に利用可能な技術では現在の基準を満たすことができないという歴史的事実を踏まえ、公道での使用等の条件として、製造時には実施されていなかった安全な道路使用等の基準を満たす必要はない。ただし、1967年12月31日以降に製造されたヴィンテージ自動車に乗車する者は、1999年シートベルト法に従い、安全ベルトを装着しなければならない（第5条）。

国内の自動車整備産業支援を目的に、陸運局（Land Transportation Office: LTO）は、ヴィンテージ自動車の修理・修復等に従事する公認企業及び関連する政府機関をデータベース化し、関連産業における技能・技術開発の強化に努めなければならない（第19条）。

海外立法情報課・日野 智豪

・ <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2022/04apr/20220415-RA-11698-RRD.pdf>

【マレーシア】犯罪者強制参加法の改正

2022年8月31日、犯罪者強制参加（改正）法（Offenders Compulsory Attendance (Amendment) Act 2022: Act A1660）が制定された（同年9月5日公布、同月30日施行、全10か条）。犯罪者強制参加法は、特定の犯罪で有罪判決を受け、拘禁刑に処される者又は罰金を支払うことができず、刑務所に収監される可能性のある者に対して、そのような収監に代えて、地域社会で義務的に労働を行わせる命令を発出する権限を、裁判所が選択的に行使できること等を規定した法律（1954年制定）である（1957年1月1日施行）。

今回の改正目的は、①刑務所の過密状態を回避することで政府の費用削減を図り、②犯罪者の再犯を防止することである。マレーシアでは、出所後、地域社会に受け入れられず、仕事を獲得することが難しい者による再犯率が高い傾向にある。地域社会で義務的に労働参加を行わせることは、犯罪者にとって社会に同化するための訓練となり、社会に受け入れられることで再犯防止につながると考えられている。

主な改正点は、次のとおりである。①裁判所の選択的権限として認められている、犯罪者に対して、収監に代えて、地域社会で義務的に労働を行わせる強制参加命令（Compulsory Attendance Order: CAO）を発出できる拘禁期間が従来の「1年以下」から「3年以下」に変更された。この改正により、CAOが発出されると、3年以下の拘禁刑の有罪判決を受けた者に、収監の代わりに、12か月以内の期間、1日最大4時間、CAOで指定されたセンターで毎日義務的な労働に従事することが義務付けられることとなった。②CAOの遵守を確実にするために、犯罪者に保証人を付け、又は保証人を付けないことを要求することができる権限が、裁判所に付与された。③拘禁期間の変更を受け、CAOを発出する前に、犯罪者の性格、犯罪の性質及び重大性等を考慮することが、裁判所に義務付けられた。

海外立法情報課・日野 智豪

・ https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/1741974_BI/Act%20A1660.pdf